



消費者法制度の パラダイムシフトについて 学習会



2022年に改正された消費者契約法では、国会で「～既存の枠組みに捉われない抜本的かつ網羅的なルール設定の在り方の検討～」との附帯決議を付された上で可決成立しました。そして消費者庁は「消費者法の現状を検証し将来の在り方を考える有識者懇談会」で論議を進め、2023年7月に懇談会のまとめである「論議の整理」の中で、それまで当然のこととして消費者法制度の前提としてきた「合理的な判断の出来る消費者」から「消費者は誰もが脆弱性を有する存在」に消費者像を変化し、それに対応できる消費者法制に大転換すること(いわゆる「パラダイムシフト」)を提起しました。

そして消費者委員会は「消費者法制度のパラダイムシフトに関する専門調査会」を設けて、高齢化やデジタル化の進展で消費者を取り巻く環境の変化に対応できる規律全体を検討しています。2024年10月には中間報告を公表し、現在論議の終盤に入りました。消費者法制の一大転換に向けて、これまでどのような論議がされ、今後どのように具体化につなげていくのか、消費者庁と消費者委員会の事務局よりご説明いただきます。

是非、多くのおみなさんご参加をお待ちしております。

**参加費
無料です**

【日時】 4月 24日(木) 14時00分～15時40分

〔Zoomを活用したオンライン学習会〕

【講師】 消費者庁 消費者制度課長 古川 剛さん
内閣府消費者委員会 事務局長 小林 真一郎さん

【定員】 100人 ※事前申し込みが必要です。定員になり次第締め切ります。

【締め切り】 4月22日(火)

【申し込み方法】

①Google フォーム <https://forms.gle/HoyTLtDvnw3NZfNV9>

②事務局に申し込み yukiko.ooide@shodanren.gr.jp (大出)

参加ご希望の方は、①または②の上記メール宛先に「団体に所属の方は団体名、お名前、メールアドレス、電話番号」を記入の上、必ず事前にお申込みください。

※Zoom会議の詳細は、学習会前までに申し込みの方にご連絡いたします。

〔参加用URL〕は登録された方限りとしていただき他の方への転送はできません。

いただいた個人情報はこの学習会のみ利用させていただきます。